

議案第十号

港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例

(港区立児童発達支援センター条例の一部改正)

第一条 港区立児童発達支援センター条例(平成三十年港区条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第一号に掲げる福祉型児童発達支援センター」を「第四十三条に規定する児童発達支援センター」に改める。

第三条第一号中「、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に限る」を「については、同条第二項の治療に係るものを除く」に改め、同条第二号中「第六条の二の二第七項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

(港区立障害保健福祉センター条例の一部改正)

第二条 港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第七条第一項第一号二中「第六条の二の二第七項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

（港区立精神障害者支援センター条例の一部改正）

第三条 港区立精神障害者支援センター条例（平成二十七年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第六条の二の二第七項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正に伴い、引用している条項番号の変更等をするため、本案を提出いたします。